

入札公告

行政財産の貸付について、下記募集要項により公募のうえ一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 7 日

長野県長野支援学校長 丸山 勝己

1 入札の目的

行政財産（長野支援学校すぎか分教室合宿所）の貸付

2 入札件名

長野県長野支援学校すぎか分教室合宿所の賃貸借

3 募集要項

以下のとおり

長野県長野支援学校すぎか分教室合宿所入居者募集要項

1 貸付財産の概要

（1）名称及び所在地

長野県長野支援学校すぎか分教室合宿所

〒382-0911 須坂市大字須坂 1150

（2）建築年月日及び構造

昭和 62 年 3 月 9 日建築、2 階建・S 造

（3）延面積

1 階 120.42 m² 2 階 114.84 m² 計 235.26 m² ※平面図等参照

2 貸付期間

令和 8 年 11 月 1 日（予定、変更可能）から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 県有財産賃貸借契約書（案）

別添のとおり

4 貸付の条件

貸付財産を障害福祉サービス※事業所として使用すること。

※障害者総合支援法第 5 条に定める障害福祉サービス又は児童福祉法第 6 条 2 の 2 に定める障害児通所支援（放課後等デイサービス等）

5 入札参加資格について

次の者は、入札に参加ができないものであること。

（1）政令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者。

(2) 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者。

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(3) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者。

(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は第 13 項に規定する接客業務受託営業を営む者。

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者。

(6) 県税を滞納している者。

(7) 法令に違反している者など、契約の相手方として適切でない者として財産管理者が別に定める者。

6 入札参加申込書の受付期間及び提出場所等

令和 8 年 9 月 14 日（月）から 9 月 18 日（金）までの平日午前 9 時から午後 4 時まで
長野県長野支援学校すぎか分教室

7 説明会

開催しない。

ただし、貸付物件の見学を希望する場合は「16 本件に関する問合わせ先」へ連絡のこと。

8 入札参加申込及び審査について

(1) 入札参加申込に必要な書類

以下のとおりとし、受付期間内に提出場所へ持参するものとする。なお、提出された書類の内容について問合せがあった場合は、入札日の 2 日前までに回答又は追加資料を提出するものとする。

ア 入札参加申込書（様式 1）

- イ 事業（利用）計画書（様式 2）
- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 法人登記簿謄本又は住民票記載事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- オ 長野県税に未納のない証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- カ 役員等一覧（様式 4）
- キ 直近の決算書又は確定申告書の写し
- ク 法人等の概要が分かるもの（定款、パンフレット等）

（2）入札参加要件の審査

入札執行者は提出書類を審査の上、入札参加資格がないと認められる者については、入札日 2 日前までに申込者に文書にて通知するものとする。

9 落札者の決定方法

（1）入札

ア 入札人は、入札金額を記入した入札書（様式 5）に、入札人の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入の上、押印して入札場所に提出しなければならない。

代理人が入札する場合は、入札書に代理人氏名を記入・押印の上、委任状（様式 6）を併せて提出するものとする。

イ 入札人は、アに定める提出に代えて、郵便を利用して所定の場所に提出することができる。

ウ 郵送による場合には、次の方法により作成し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告に指定する配達日を指定して郵送しなければならない。

（ア）外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

（イ）入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、入札物件名及び入札者の氏名又は名称等を記載すること。

エ 提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることはできない。

（2）開札

開札は、入札場所において、郵送による入札書を加えて、入札参加者立ち会いの上で行う。この場合、入札参加者が立ち会わないときは、予算執行者が指定した当該入札事務担当者以外の職員を立ち会わせるものとする。

（3）落札者の決定

落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、予算執行者が指定した当該入札事務担当者以外の職員にくじを引かせるものとする。

（4）再度の入札

入札の結果、予定価格以上の入札がないときは、再度の入札を実施するものとする。

とする。

ア 入札参加者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日に実施するものとする。

イ 再度の入札をしてもなお予定価格以上の入札がないときは、再々度の入札を実施するものとする。

(5) 随意契約の実施

ア 再々度の入札をしてもなお予定価格以上の入札がないときは、最高価格の入札者から見積書の徴取を行うものとする。

イ 見積書を徴取してもなお予定価格以上の見積がないときは、最高価格の見積者から2回目の見積書を徴するものとする。

ウ 2回目の見積においてもなお予定価格以上の見積がないときは、2回目の最高価格の見積者から3回目の見積書の徴取を行い、予定価格以上の見積がないときは、不調とする。

(6) 再度の見積

ア 予定価格以上の見積りがないときは、最高価格で見積った者から2回目の見積書を徴するものとする。

イ 2回目の見積りにおいてもなお予定価格以上の見積りがないときは、2回目の最高価格の見積者から3回目の見積書の徴取を行い、予定価格以上の見積がないときは、不落とする。

10 最低貸付価格（貸付料の予定価格）

689,370 円（年額：税込）

なお、令和8年度の貸付料は貸付日からの日割り計算とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 上記5に規定する、入札参加資格がない者が提出した入札書
- (2) 上記8に規定する、必要な審査書類を提出しない者が提出した入札書
- (3) 同一人が提出した2通以上の入札書全部
- (4) 入札参加者が協定して提出した入札書
- (5) 入札金額のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書提出期限までに提出されなかった入札書
- (10) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (11) その他見積りに関する条件に違反した見積書

12 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 3 時 30 分 長野県長野支援学校すぎか分教室会議室

13 入札保証金に関する事項

- （１）入札参加者は、入札保証金として入札金額に消費税及び地方消費税を含めた額の 100 分の 5 以上に相当する金額を、次のいずれかの方法で納付しなければならない。

ア 県が発行する納付書により事前に金融機関で納入する。

イ 現金又は長野県財務規則（以下、「規則」という。）第 126 条第 2 項に定める入札保証金に代わる担保により、入札開始前に入札場所で納付する。

- （２）入札保証金は、落札者の決定のあつた後、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

14 契約保証金に関する事項

- （１）借受人は、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供すること。

- （２）契約保証金等は、借受人がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属する。

- （３）契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

- （４）借受人が規則第 143 条各号に該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

15 その他

- （１）当該賃貸借契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する定期賃貸借建物とし、契約の更新はないものとする。ただし、再契約を行うことができる。

- （２）現状変更等

ア 財産管理者は、借受人の使用目的のために必要があると認める場合は、貸付財産の現状変更を許可することができる。

イ 財産管理者は、契約期間が終了したとき又は契約を解約したとき並びに契約を解除したときは、借受人の費用負担により原状回復のうえ、貸付財産の返還を受けるものとする。

ウ 財産管理者が認める場合は、原状回復させずに返還を受けることができる。

- （３）土地（駐車場用地等）の使用許可

合宿所の貸付に伴って必要となる土地（合宿所玄関アプローチ及び駐車場用地：15 台分程度貸付可）の使用については、借受人決定後に協議を行うものとする。

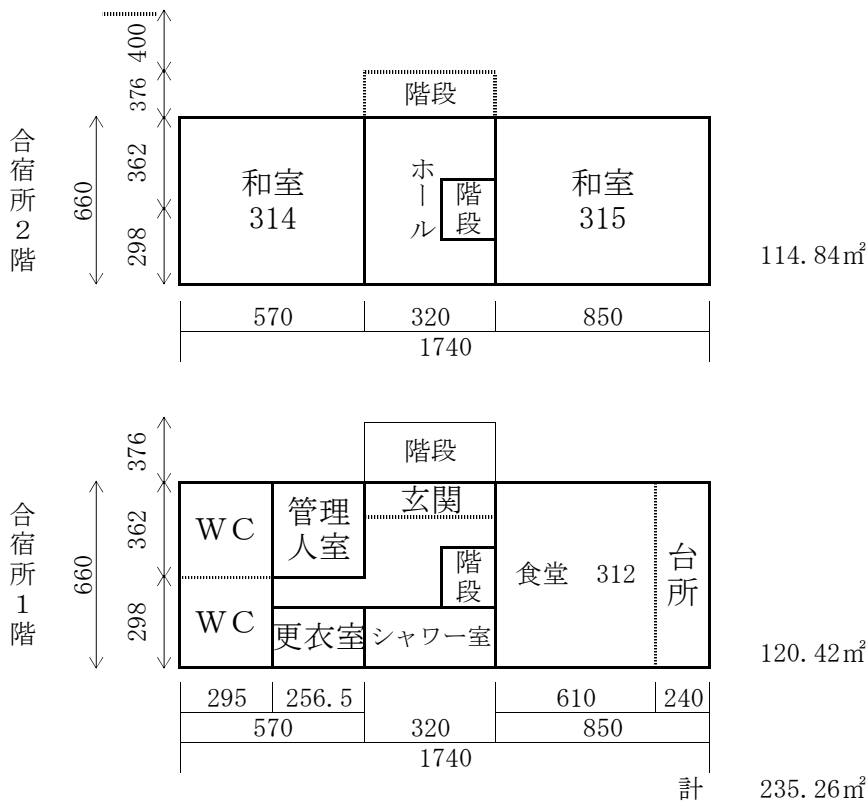
なお、別途使用料が発生するので承知のこと。

16 本件に関する問合せ先

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂 1150
長野県長野支援学校高等部すぎか分教室 事務室
電 話：026-245-0421 F A X：026-251-2353
e-mail：nagashien-suzaka@pref.nagano.lg.jp

長野支援学校すざか分教室 合宿所平面図

単位：cm



長野支援学校すざか分教室合宿所外観

(付表 1－1)

県有財産賃貸借契約書（案）

長野県長野支援学校長 丸山 勝己（以下「貸主」という。）と〇〇〇〇（以下「借主」という。）とは、次の条項により、借地借家法（平成 3 年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく、県有財産の定期建物賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 貸主借主両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	行政財産の名称	区分	貸付面積	備考
須坂市大字 須坂1150	長野支援学校 すざか分教室合宿所	建物	235.26㎡	詳細は平面図等 のとおり

（指定用途等）

第 3 条 借主は、賃貸借物件を直接、事業計画書に記載の事業の用（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「長野支援学校すざか分教室合宿所入居に係る遵守事項」を遵守しなければならない。

（指定期日）

第 4 条 借主は、賃貸借物件を、令和 8 年〇月〇日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

第 5 条 借主は、賃貸借物件を、前条に定める期日（第 6 条の規定により前条に定める期日を延期したときは、延期したその日）から賃貸借期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日、指定用途の変更等）

第 6 条 借主は、不可抗力による賃貸借物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第 3 条に定める指定用途の変更又は第 4 条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、貸主の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による借主の申請に対する貸主の承認は、文書によるものとする。

3 貸主が前項の規定により指定用途又は指定期日の変更をする場合、借主は、貸主の請求する金額を貸主に納付しなければならない。

4 貸主が第 2 項の承認をしたときは、第22条及び第25条の規定を適用しない。

（賃貸借期間）

第 7 条 賃貸借期間は、令和 8 年（2026年）〇月〇日から令和13年（2031年） 3 月31日までとする。

(契約更新等)

第8条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び法29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

2 貸主は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に借主に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 貸主が、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を借主にした場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(賃貸借料の額)

第9条 賃貸借料は、年額金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、日割計算により算定した額とする。

(賃料および諸費用の改定)

第10条 貸主および借主は法令等の改正に基づく事情により前条の賃料を改定する必要があるときは、賃料の改定を相手方に申し入れることができる。

2 賃料の改定の申し入れがあったときは、貸主、借主両者協議のうえ決定する。

(賃貸借料の支払)

第11条 借主は、貸主の発行する納入通知書により、貸主の指定する納入期限までに、その年度に属する賃貸借料を貸主に支払わなければならない。

ただし、特段の事情がある場合は、分割で納付することができる。

(契約保証金)

第12条 借主は、納付を免除されない場合、契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇〇円を貸主に納付しなければならない。

2 貸主は、第7条に規定する期間が満了し、又は第23条により契約を中途解約され、第26条に定める義務を履行したときは、契約保証金を借主に返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約保証金は、貸主が第25条の規定により契約を解除したときは、貸主に帰属するものとする。

(遅延損害金)

第13条 借主は、第11条に定める納入期限までに、賃貸借料を支払わないときは、遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 貸主は、前項の規定による遅延損害金を、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年3月30日条例第12号）に準じて徴収するものとする。

(管理経費の支払)

第14条 借主は、賃貸借物件の管理上必要となる経費を貸主の発行する納入通知書により、納期限までに、貸主に支払わなければならない。

(賃貸借物件の引渡し)

第15条 貸主は、第7条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、借主に引き渡すものとする。

(転貸等の禁止)

第16条 借主は、貸主の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し又は賃借権の設定をしてはならない。

(使用上の制限)

第17条 借主は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件の使用について、貸主から指示があったときは、貸主の指示に従わなければならない。

(原状変更等)

第18条 借主は、貸主の許可を得て、第3条に定める指定用途に必要な範囲内で、賃貸借物件の原状を変更することができるものとする。

2 借主は、賃貸借物件の原状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した文書をもって、貸主の承認を求めなければならない。

3 貸主は、借主から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、文書により回答するものとする。

4 賃貸借物件の原状変更、及び原状変更した部分に係る修繕、維持、保存、その他の行為をするための経費は、すべて借主の負担とする。

(滅失又は損傷等の通知)

第19条 借主は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は損傷した場合又はその他の事情により賃貸借物件が使用収益できなくなった場合は、直ちにその状況を貸主に通知しなければならない。

(実地調査等)

第20条 貸主は、賃貸借期間中、必要に応じ、借主に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は、所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、借主は、その調査を拒み若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約不適合責任等)

第21条 借主は、この契約締結後、賃貸借物件の種類、数量、性質が契約目的に適合しないことを発見しても、貸主に対し、損害賠償の請求をすることができない。

2 借主は、賃貸借物件が、その責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、賃貸借物件が使用収益できなくなった場合は、当該滅失又は損傷した部分につき、貸主の認める金額の減免を請求することができる。

- 3 借主は、第19条に定める通知義務を怠った場合は、前項に定める請求をすることができない。

(違約金)

第22条 借主は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として貸主に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が借主の責に帰することができないものであると貸主が認めるときは、この限りではない。

- (1) 第3条第1項若しくは第4条に定める義務に違反したとき（第2号に該当するときを除く。）又は第20条に定める義務に違反して貸主の実地調査を拒み若しくは妨げたとき 賃貸借期間の賃貸借料総額の1割に相当する金額
 - (2) 第3条第1項若しくは第4条に定める義務に違反して賃貸借物件を指定用途以外の用途に供した場合で、貸主が特に悪質と認めるとき又は第16条に定める義務に違反したとき 賃貸借期間の賃貸借料総額の3割に相当する金額
- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第28条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の中途解約)

第23条 貸主、借主両者は、契約期間の途中であっても、本契約を解約することができる。

- (1) 貸主からの申出により解約するときは、貸主は、解約する日の6か月前までの期間に、借主に対し、本契約を解約する旨を書面によって通知するものとする。
 - (2) 借主からの申出により解約するときは、借主は、解約する日の3か月前までの期間に、貸主に対し、本契約を解約する旨を書面によって通知するものとする。
- 2 前項に関わらず、貸主は、賃貸借物件を公用又は公共用に供するために必要とするときは、直ちに本契約を解約することができる。

(賃借料の還付)

第24条 借主は、前条に基づき契約を中途解約したとき、その他借主の責に帰さない事由により賃貸借物件を使用できなくなったときは、既に支払っている当該年度分の貸付料の一部の還付を請求することができる。

- 2 前項により借主に還付する額は、貸主が借主と協議のうえ定めるものとする。

(契約の解除)

第25条 次の各号の一に該当するときは、貸主は、本契約を解除することができる。

- (1) 借主が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 借主が、本契約に係る「募集要領」に定める応募資格要件（以下「応募資格要件」という。）について偽って応募したことが明らかになったとき又は、応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 借主が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から貸主が受けたとき。
- (4) 貸主が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(賃貸借物件の返還)

第26条 賃貸借期間が終了したとき又は前条の規定に基づき貸主が契約を解除したとき

は、借主は、貸主の指定する期日までに、賃貸借物件を、その所在する場所において貸主に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第27条 次の各号の一に該当するときは、借主は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

- (1) 借主の責に帰する事由により賃貸借物件を滅失又は損傷した場合で、貸主が原状回復を要求するとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を貸主に返還するとき。(賃貸借物件を原状に回復することが適当でないと貸主が認めたときを除く。)

(損害賠償)

第28条 借主は、その責に帰する事由により賃貸借物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。ただし、前条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合のほか、借主は、本契約に定める義務を履行しないため貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第29条 第26条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、借主が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費、その他の費用があっても、借主はこれを貸主に請求しないものとする。

(契約の費用)

第30条 本契約に要する費用は、借主の負担とする。

(暴力団員又は暴力団関係者からの不当介入を受けた場合における措置義務)

第31条 借主は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所轄の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を貸主に報告しなければならない。

(疑義の決定)

第32条 本契約に関し疑義のあるときは、貸主、借主両者協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第33条 本契約に関する訴訟は、貸付物件の所在地(須坂市)を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年（2026 年）○月○日

貸 主 長野県
(契約締結の権限を有する者の職)
長野県長野市大字徳間字宮東1360
長野県長野支援学校長 丸山 勝己 ⑩

借 主 住 所
氏 名 ⑩

長野支援学校すざか分教室合宿所入居に係る遵守事項

1 基本的事項

以下について、あらかじめ承知のこと。

- (1) 長野支援学校すざか分教室合宿所は、すざか分教室の敷地内（体育館前）にあり、体育館は須坂市の指定緊急避難場所※¹及び指定避難所※²に指定されていること。

※1 住民等が災害の危険から逃れるための避難場所

※2 被災者が避難生活をする施設

- (2) 学校の敷地内のため、合宿所の建物内も緊急放送やチャイムが聞こえる状態であること。
- (3) すざか分教室敷地内においては、防犯及び敷地内管理のため、体育館前を含め防犯カメラが設置されていること。
- (4) すざか分教室の体育館、グラウンド、テニスコート、音楽・格技室棟、部室棟及び外トイレは、通常、長野県須坂創成高等学校の部活動に使用されていること。

【部活動時間：平日は 16 時以降、土日祝日・長期休業中は 7 時以降】

2 使用時間

合宿所については、契約期間内であれば使用時間の制限はないこと。

ただし、すざか分教室の学校行事等に伴う施設の利用制限、校舎の工事や設備点検等に伴う停電、断水及び賃貸借物件への立入などに協力すること。

3 管理経費

- (1) 次の割合により算出した電気、水道等の管理経費負担金を、別に通知する納入通知書により納入すること。また、子メーターの設置は賃借人が行うこと。

なお、台所のガスについては賃借人がプロパンガスを契約し、使用すること。

* 計量器（子メーター）を設置している電気料、水道料等の料金の計算

「県が支払う金額×子メーターの総使用量／親メーターの総使用量」

- (2) 前項に関わらず、特定の用途に大量に電気、水道等を使用したと認められる場合は、財産管理者がその都度判断する額を管理経費とする。

4 鍵の取扱い

- (1) 鍵は契約後、引渡しを受けること。

なお、契約期間終了後は速やかに返還すること。

- (2) 鍵を複製してはならない。
- (3) 鍵を紛失した場合は、賃借人の負担で鍵及びシリンダーの取替等の復旧をしなければならない。
- (4) 賃貸人の負担で、新たに鍵を設置した場合及び鍵を交換した場合は、財産管理者にスペアキーを提出するものとする。

5 修繕義務等

- (1) 消耗品（蛍光灯等）の交換は、賃借人の負担で対応すること。

なお蛍光灯については、令和 10 年度以降公費による LED 化工事を予定している。

(2) その他、賃借人の責による破損等については、賃借人の負担で対応すること。

6 設備・機器の設置

(1) テレビ・電話・インターネットの契約及び配線工事等は、賃借人の負担で対応するものとする。

(2) 暖房機器等消費電力が大きい設備を設置するときは、事前に財産管理者の許可を得なければならない。

7 情報セキュリティ

(1) 長野県が使用する情報ネットワークに接続してはならない。

(2) 長野県が管理する電子機器に、賃借人の管理する電子機器を接続してはならない。

8 その他

(1) 構内で喫煙してはならない。

(2) 駐車場は所定の場所を使用しなければならない。

(3) ごみは施設の所在する市町村のごみ分別方法に基づき分別し、独自で処理すること。

(4) 火気を使用する際は、十分に注意すること。

(5) その他定めのない事項については、財産管理者と協議すること。